

令和3年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

- 1 取扱事件の審査の実施状況
取扱事件なし
- 2 審査の期間の目標の達成状況
取扱事件なし

<参考>

○審査の期間の目標について 1年6月（平成17年5月6日沖縄県労働委員会公告）